

2017年6月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

山本拓福井事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

日本米粉協会（会長代理：田波 JA 福井県五連会長）設立

自民党農林水産流通・消費対策委員会（委員長：山本拓）では、世界で年間7億トン消費されている小麦市場へ新たに米粉が参入するための戦略提言を行ってまいりました。

その結果、農水省は本年3月29日に「米粉の用途別基準」及びグルテンを含まない米粉製品（世界一厳しい基準である「ノングルテン」※）の表示に関する「米粉製品の普及のための表示に関するガイドライン」を策定・発表しました。

そして、5月25日、用途別基準及びノングルテン表示ガイドラインを活用しながら米粉の特性を活かした魅力ある製品により米粉の普及を図ることを目的に、米粉メーカー、原材料米の生産団体、食品産業界、流通業界及び外食業界等の幅広い関係者（団体、個人）が集まり、『日本米粉協会』が設立されました。

会長には米粉に造詣が深く従前より普及に取り組まれてきた学校法人服部学園の服部幸應理事長、会長代理にはJA全中の副会長でありJA福井県五連の田波俊明会長が就任されました。

各業界が参加する日本で初めての米粉団体となることから、今後の米粉の消費・輸出拡大のために大きな役割を果たすこととなります。

※グルテン含有20ppm以下の欧米の「グルテンフリー」とは異なり、今回策定された日本の「ノングルテン」は検出限界である1ppm以下で、世界一厳しい基準

＜日本米粉協会の役割＞（平成29年度事業計画等より）

①用途別基準、ノングルテン表示ガイドラインの全国的な普及・啓発

製粉業界をはじめ、食品業界、JA等生産者団体に具体的な内容の周知に取組むことにより、基準に沿った商品提供を促進するとともに、消費者への認知の輪を拡大し、その需要拡大に繋げる。

また、全国で説明会を実施するほか、電子媒体等を活用し量販店や飲食店等での新需要を創出するとともに、米粉製造業者、食費事業者と流通業界のマッチングに取り組む。

②ノングルテン表示ガイドラインの第三者認証に係る委員会の運営

グルテンを含まない（検出限界である1ppm以下の）米粉について、ガイドラインでは第三者機関認証により「ノングルテン表示」ができることと定めているため、専門的見地から、速やかに認証制度の運営に必要な工場監査基準や共通の認証ロゴマークを整備する。

※6月中旬に1回目の委員会を開催し、7月を目途に認証機関認定を行うとともに、認証ロゴマークを策定の予定。

③輸出促進に向けた取組

欧州4か国等におけるグルテンを含まない食品の市場調査、現地の健康食品販売事業者・店舗等での日本産のノングルテン米粉のPR活動、イベントを活用したPRを実施。

また、米粉の「輸出拡大フォーラム」を実施。輸出に取組んでいる先進的な国内事業者や専門家を交えた「米粉輸出戦略セミナー」や、ノングルテン商品試食会を行う。

【消費者保護を強化】改正消費者契約法が6月3日に施行

高齢化社会が進んでいることや社会経済情勢等の変化に対応するために昨年成立した改正消費者契約法が、本年6月3日から施行されることとなります。

消費者と事業者の間に情報や交渉力の格差が存在することから、消費者を保護するために契約の取消しと契約条項の無効等を規定する同法において、対象の拡大等が行われ、契約において弱者となりがちな消費者の保護を強化します。

－契約の取消し－

＜旧規定＞

事業者は以下の行為により契約を締結した場合、消費者は取消しが可能。

- ①不実告知（重要事項＝契約の目的物に関する事項が対象）
- ②断定的判断の提供
- ③不利益事実の不告知
- ④不退去／退去妨害

＜改正内容＞

◆重要事項の範囲の拡大

「重要事項」に、契約の目的物が消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情を追加。

これにより、契約の目的物に関しない事項についての不告知による被害事案（例：床下にシロアリがあり、家が倒壊する事例）についても取消しが可能となる。

◆取消権の行使期間の伸長

旧規定では、取消権は追認することができる時から6か月間行使しない場合は消滅することになっているが、同期間を1年間に伸長する。

◆取消事由の新設（過量な内容の契約の取消し）

事業者が消費者契約の締結について勧誘を行うに際し、

契約の目的となるものの分量が消費者にとって通常の分量を著しく超えるものであると知っていた場合、その契約は消費者によって取消することができるようになる。

これにより、高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案についても取消しが可能となる。

※事業者の勧誘と消費者の意思表示に因果関係が必要。

→消費者が自らレジに持参したり、自ら注文した場合は対象外となる

－契約条項の無効－

＜旧規定＞

消費者の利益を不当に害する条項は無効。

- ①事業者の損害賠償責任を免除する条項
- ②消費者の支払う損害賠償額の予定条項
- ③消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）

→旧法10条では、①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べて消費者の権利を制限する条項のうち、②信義則に反して消費者の利益を害するものを無効としている。

＜改正内容＞

◆無効とする条項の追加

事業者の債務不履行等の場合でも消費者の解除権を放棄させる条項を追加する。

これにより、消費者の解除権を一切認めない条項（欠陥製品であっても残金を支払い続けることとなる条項）が無効となる。

◆旧法10条に例示を追加

旧法10条に「消費者の不作為をもって意思表示をしたものとみなす条項」という例示を追加することで、①は明文の規定だけではなく一般的な法理等も含むとする最高裁判決の趣旨を反映。

【小規模事業者や自治会、同窓会等も対象に】改正個人情報保護法が5月30日から施行

個人情報の適切な取扱いについて定めた個人情報保護法が2015年に改正され、今年の5月30日に全面施行されました。

今回の改正によりほとんどの団体等が同法の対象となるため、皆様も是非、これを機会に個人情報保護について学んでください。

—今回の改正のポイント—

◆個人情報保護委員会の新設

各分野でそれぞれ主務大臣が監督権限を有し、所管が不明確であったため、個人情報保護委員会を新設し（昨年1月に改正法一部施行により既に設置済み）、監督権限を一元化。

◆個人情報の明確化

従来の「生存する個人の情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるとなるものを含む）」に、「個人識別符号が含まれるもの」を追加することで、身体的特徴等が対象となることを明確化。

※個人識別符号とは？

- ①身体の一部の徳量を電子計算機のために変換した符号
（例：DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋）
- ②サービス利用や書類で対象者ごとに割り振られる符号
（例：旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証等）

また、要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴、逮捕歴等本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人の同意を得ることを義務化。

◆個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報）という概念を創設し、従来の個人情報の取扱いよりも緩やかな規律を設ける。

これにより、個人を特定できない情報として活用することを目指す（ビッグデータ時代への対応）。

◆名簿屋対策

個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化すると同時に、個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供したり、盗用したりする行為を処罰の対象とする。

◆対象事業者の拡大

旧法では取扱う個人情報の数が5千以下である事業者は規制の対象外としていた制度を、今回の改正により廃止。

これにより、大きな企業等のみならず、中小企業や個人、町内会、自治会、学校の同窓会等も本法の対象となる。

※個人情報を利用する事業が営利か非営利かは問われない

—守るべき主なルール概要—

- 個人情報取得の際には、目的を特定し予め公表するか、本人に知らせる必要がある。要配慮個人情報は原則本人の同意が必要。
- 個人情報利用は目的の範囲内のみ。既に取得している個人情報を取得時と異なる目的で利用する場合は本人の同意が必要。
- 漏えい等が生じないように、取得した個人情報は安全に管理する。
- 個人情報を第三者に渡す時は、原則本人の同意が必要。等

<相談先>

- ・個人情報保護法質問ダイヤル：03-6457-9849（平日9:30～17:30）
- ・個人情報保護委員会：<https://www.ppc.go.jp/>

<走る広告塔>地方版図柄入りナンバー

国交省は、現在自動車のナンバープレートに導入されているラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の「図柄入り特別仕様ナンバープレート」について、地域振興・観光振興に活用すべく、地方版図柄入りナンバープレートの交付を行うこととしました。交付開始は2018年10月頃の予定です。

地域の魅力ある風景や観光資源等が図柄となったナンバープレートが「走る広告塔」となり、地域の魅力を全国に発信することとなります。

また、現在116あるナンバープレートの地域表示について、基準を緩和した上で新たに募集することとなりました。

<地方版図柄入りナンバープレート>

◆スケジュール

本年9月に各地域から導入申込みを行い、12月に図柄の提案が行われます。来年10月頃交付開始予定。

◆図柄の種類

当面は1地域につき1種類で、後述の寄付金の有無により、図柄の色付き/色なしとなります。

◆地域の取組への寄付金の活用

図柄入りナンバープレートの導入地域においては交付を受ける者が寄付金を納付することができ、当該地域で交通改善、観光振興等に資する取組を検討し、それらに寄付金を活用することができるようになります。

<新たな地域名表示の追加募集>

地方版図柄入りナンバープレートを導入したいという地域の要望に応えるため、新たな地域名表示の追加募集が併せて実施されます。

◆スケジュール

来年3月に各地域から導入申込みを行い、同年12月に図柄の提案が行われます。2020年度から交付が実施されます。

◆導入基準の緩和

従来は「対象地域内の登録自動車数が10万台を超えること」が必要でしたが、「複数の自治体が連携し、かつ、登録自動車が概ね5万台を超え、表示名称が当該地域を称するものとして相当程度の知名度を有すること（観光著名地等）」に緩和されます。

未来社会創造事業～新しい挑戦を支援～

我が国の競争力強化のため、新しい試みに果敢に挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出していくことが必要であるため、文科省（国立研究開発法人科学技術振興機構＝JST）は、経済・社会的にインパクトのあるターゲット（ハイインパクト）を明確に見据えた技術的にチャレンジングな目標（ハイリスク）を設定し、民間投資を誘発しつつ、基礎研究の多様な成果を活用し、実用化が可能かどうかを見極められる段階（概念実証）を目指した研究開発（公募）を実施します。

<事業内容>

◆探索加速型

国が定める重点開発領域①～④を踏まえ、「社会・産業が望む新たな価値」の公募等により、JSTが重点公募テーマを設定。斬新なアイデアを絶え間なく取り入れる仕組みを導入した研究開発を行います。重点テーマは以下のとおりです。

①超スマート社会の実現

- ・多種・多様なコンポーネントを連携・協調させ、新たなサービスの創生を可能とするサービスプラットフォームの構築

②持続可能な社会の実現

- ・新たな資源循環サイクルを可能とするものづくりプロセスの革新
- ・労働人口減少を克服する“社会活動寿命”の延伸と人の生産性を高める「知」の拡張の実現

③世界一の安全・安心社会の実現

- ・一人ひとりに届く危機対応ナビゲーターの構築
- ・ヒューメインなサービスインダストリーの創出

④地球規模課題である低炭素社会の実現

- ・「ゲームチェンジングテクノロジー」による低炭素社会の実現

◆大規模プロジェクト型

現在の技術体系を変え、将来の基盤技術となる技術テーマ①～③を国が特定し、当該技術に係る研究開発に集中的に投資。記述テーマは以下のとおりです。

①粒子加速器の革新的な小型化及び高エネルギー化につながるレーザープラズマ加速技術（光・量子技術）

②エネルギー損失の革新的な低減化につながる高温超電導線材接合技術（素材・ナノテクノロジー技術）

③自己位置推定機器の革新的な高精度化及び小型化につながる量子慣性センサー技術（光・量子技術）

<公募期間>

2017年6月7日（水）～7月19日（水）※採択決定は10月頃
※各地で説明会が行われます。詳細は以下の特設HPをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/mirai/jp/index.html>